防火設備について

防火設備の規定

防火設備は、政令で定める技術基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるか、国土交通大臣の認定を受けるか、2通りあります。

弊社、以下の商品は国土交通大臣が定めた構造方法を用いております。

商 品 名 ： スチール製壁付点検口
商品型式 ： KINDEX1001（SAT）

防火設備の構造方法

防火設備の技術基準に適合する構造方法については、国土交通省（旧　建設省）告示により規定されています。また、弊社製品の構造との比較については以下に示す通りです。

防火設備	弊社鋼製建具
（平成 12 年建告 1360 号）	（符号： ー ）
鋼板厚さ0．8ミリメートル以上、 1．5ミリメートル未満のもの	扉表面材に用いる鋼板は、厚さ1．6mmを使用
防火設備の取付金物は取付部分が閉鎖した際に露出しないように取付すること	ヒンジ取付部分が閉鎖した際に、露出してない軸吊ヒンジを使用

※　上記により、当社にて製造する鋼製建具は国土交通省の規定する構造方法を満足するものであり、『防火設備仕様適合品』となります。